

---

# 豊川市 緑の基本計画

2011 ▶ 2020

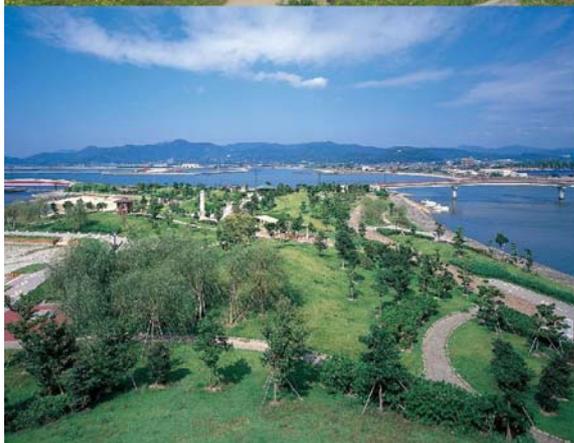
## 中間評価報告書

---

～ みんなで育み、守る  
都市にやさしく、人に身近な『ふるさとの緑』～

平成28年3月

豊川市





# 目次

第1章 中間評価の目的と進め方 .....	1
第2章 現行計画の進捗状況と施策の体系の確認	
2-1 緑地の保全及び緑化の目標の確認 .....	3
2-2 緑地の保全及び緑化の推進のための施策の体系 .....	7
第3章 中間評価	
3-1 中間評価の方法について .....	8
3-2 「守る緑」に関わる施策の実施状況と今後の展開 .....	9
3-3 「創る緑」に関わる施策の実施状況と今後の展開 .....	24
3-4 「育てる緑」に関わる施策の実施状況と今後の展開 .....	41

## ■ 豊川市緑の基本計画中間評価報告書について ■

本報告書は、豊川市緑の基本計画に位置づけられた具体施策の中間評価を行い、「守る」「創る」「育てる」の3つの視点に係る具体施策、事業実施課、目標を見直すものであり、基本計画の後期5年間（平成28～32年度）の施策は、本報告書に基づき実施します。

なお、緑地の保全及び緑化に係る基本理念、将来像、基本方針等は、基本計画の位置づけを継承します。

なお、本報告書に掲載する図表等の右肩に基本計画の計画書の関連ページが掲載してありますので、基本計画の内容と併せて確認してください。



# 第1章 中間評価の目的と進め方

「豊川市緑の基本計画」は、平成32年度を目標年次とし、都市公園の整備や緑地の保全及び緑化等、緑に関する総合的な指針となる計画として平成23年3月に策定されました。

策定後は本計画に基づき、関係課や市民等が協働して公園緑地の整備や管理などの各施策を行うとともに、各年度ごとに個別施策の進捗状況のモニタリングを行ってきました。

この間に、施策の進捗や市街化の進行等により緑を取り巻く環境が変化してきていることから、今後の後期5年間の取組みを効果的に推進するために、基本計画の中間年度にあたる本年度において、これまでの各施策の進捗状況や施策推進上の課題を把握し、必要に応じて個別施策の内容や事業実施課、目標指標等の見直しを行う中間評価を行いました。

今回の中間評価により、市民と行政等の関係者がより一層協力し合いながら、着実に本計画の理念である“みんなで育み、守る、都市にやさしく、人に身近な『ふるさとの緑』”の実現を目指します。

## ■ 中間評価実施経緯 ■

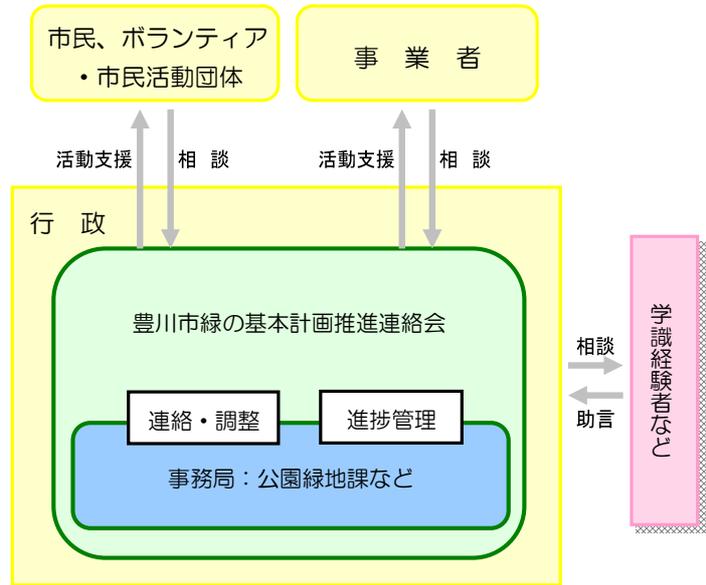
内容	日程	確認・協議事項
第1回豊川市緑の基本計画推進連絡会	平成27年9月1日	○緑の基本計画の中間評価について ○今後のスケジュールについて
平成26年度末進捗管理状況の情報収集(関係各課への照会等)	平成27年9月上旬～ 平成27年9月下旬	○各課所管事業の平成26年度末の状況報告 ○進捗管理上の問題点の抽出や中間評価に対する意見
情報の整理(関係各課への確認等)	平成27年10月上旬～ 平成28年1月上旬	○進捗管理状況のとりまとめ ○進捗管理上の問題点や中間評価に対する意見の集約
中間評価の方向性の検討(関係各課との調整等)	平成28年1月中旬～ 平成28年2月下旬	○個別施策の検討(見直し) ○事業実施課の検討(見直し)
中間評価とりまとめ(事務局作業)	平成28年3月上旬～ 平成28年3月下旬	○中間評価報告書(案)の作成
第2回豊川市緑の基本計画推進連絡会	平成28年3月28日	○中間評価の結果について ○平成28年度以降の進捗管理について

## ■ 豊川市緑の基本計画推進連絡会会員 ■

会長	建設部公園緑地課長	
連絡会員	企画部	企画政策課
	健康福祉部	子ども課
	市民部	市民協働国際課
	環境部	環境課
	産業部	農務課
	建設部	都市計画課、道路建設課、道路維持課、建築課、区画整理課
	消防本部	防災対策課
	教育委員会	庶務課、生涯学習課

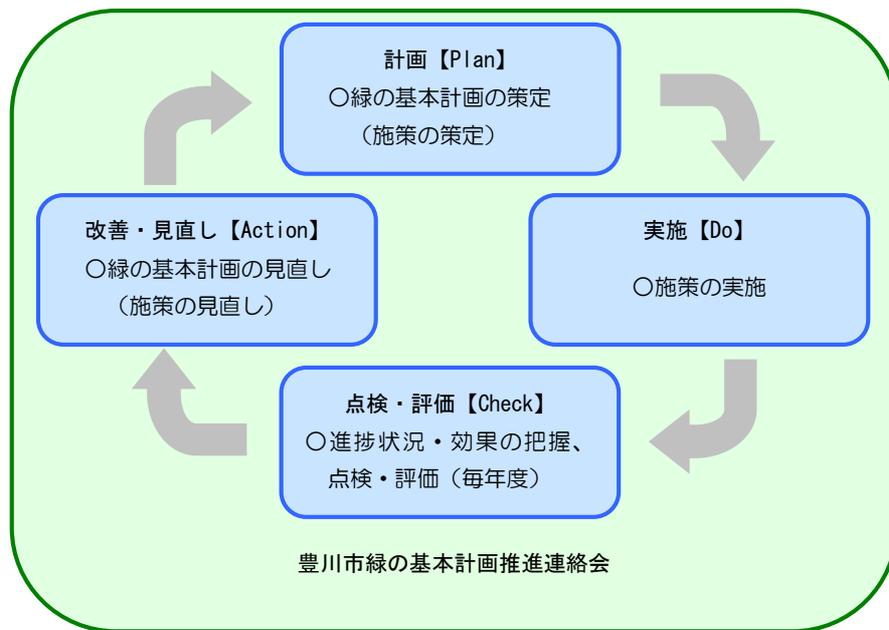
■ 推進体制 ■

- 豊川市緑の基本計画推進連絡会は、行政内部の組織体制として、本計画の策定のために設置した「豊川市緑の基本計画作業部会」の体制を基本とした組織であり、市民・市民活動団体や事業者などの活動支援や相談窓口となります。
- 事務局は、事業実施における行政内部の連絡・調整を行い、各施策の優先順位や実施主体を明確にするほか、施策の進捗管理などを行います。



■ 進捗管理の手順 ■

- 今回の中間評価は、P D C Aサイクルの評価システムに基づく、【Check（進捗状況の把握、点検・評価）】、【Action（改善・見直し）】に該当します。



# 第2章 現行計画の進捗状況と施策の体系の確認

## 2-1 緑地の保全及び緑化の目標の確認

### (1) 緑地の確保目標水準

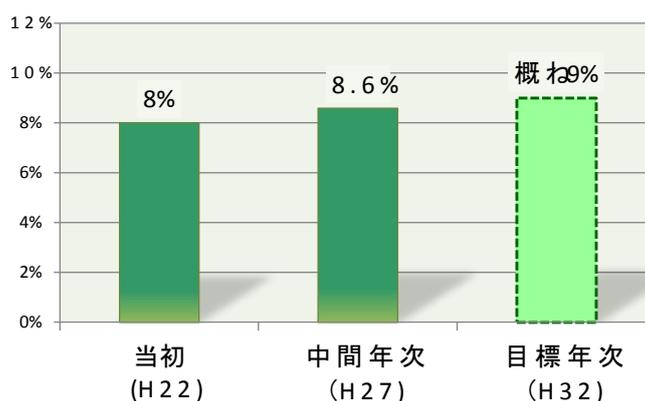
【計画書：78頁】

都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地、地域制緑地を合わせた本市の緑地の確保目標水準について、郊外部の開発等により地域制緑地が減少していますが、公園緑地の整備の推進により、市街化区域及び都市計画区域において計画策定当初の緑地割合が維持されています。

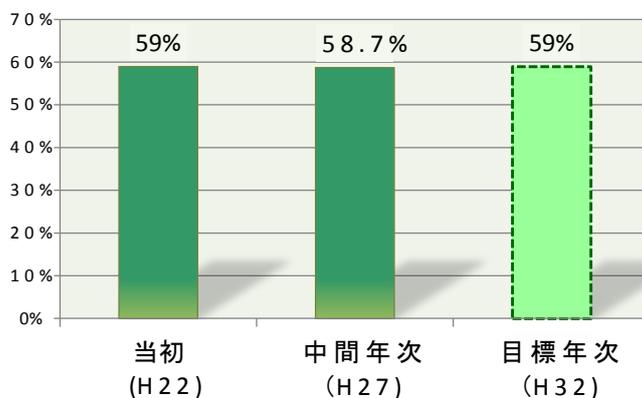
■ 緑地の確保目標水準 ■

	当初 平成 22 年	中間年次 平成 27 年	目標年次 平成 32 年
将来市街地（市街化区域） 面積に対する緑地の割合	8%	8.6%	概ね9%
都市計画区域（市域）面積 に対する緑地の割合	59%	58.7%	概ね59%

○ 将来市街地（市街化区域）面積に対する緑地の割合 ○



○ 都市計画区域（市域）面積に対する緑地の割合 ○



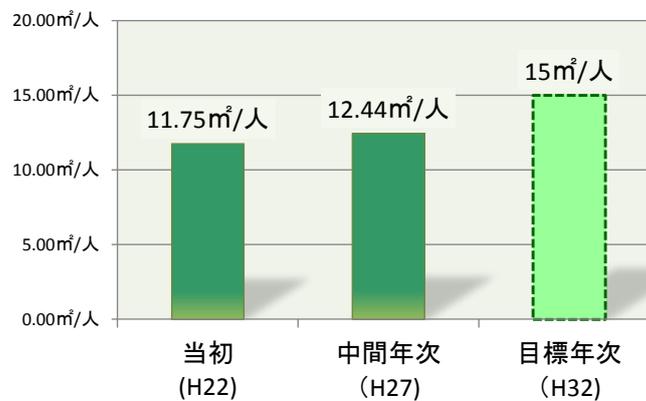
## (2) 都市公園として整備すべき緑地の目標水準

【計画書：78頁】

都市計画区域内の市民一人あたりの都市公園の目標水準は、計画策定以降の整備により増加しています。

### ■ 都市公園として整備すべき緑地の目標水準 ■

	当初 平成 22 年	中間年次 平成 27 年	目標年次 平成 32 年
都市公園として 整備すべき緑地	11.75 m <sup>2</sup> /人	12.44 m <sup>2</sup> /人	15 m <sup>2</sup> /人



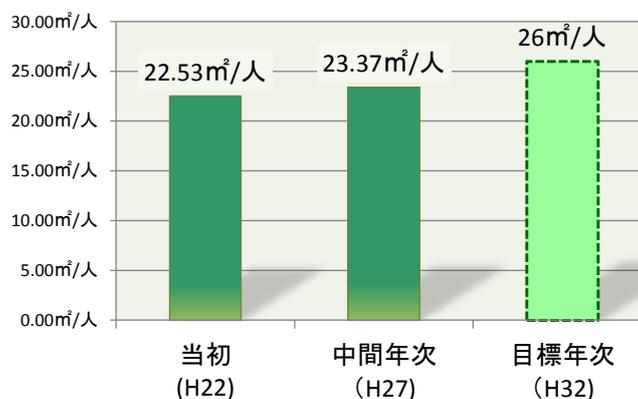
## (3) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

【計画書：79頁】

都市計画区域内の市民一人あたりの都市公園等（都市公園と公共施設緑地を合わせたもの）の整備目標水準は、計画策定以降の都市公園等の整備により増加しています。

### ■ 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準 ■

	当初 平成 22 年	中間年次 平成 27 年	目標年次 平成 32 年
都市公園等の施設として 整備すべき緑地	22.53 m <sup>2</sup> /人	23.37 m <sup>2</sup> /人	26 m <sup>2</sup> /人



※「(4) 市民の緑に対する満足度」の中間評価は、市民意向調査を実施していないため対象外とします。

緑地現況量の計量

【計画書：25頁】

本市の緑地現況量を整理すると下表のとおりとなります。

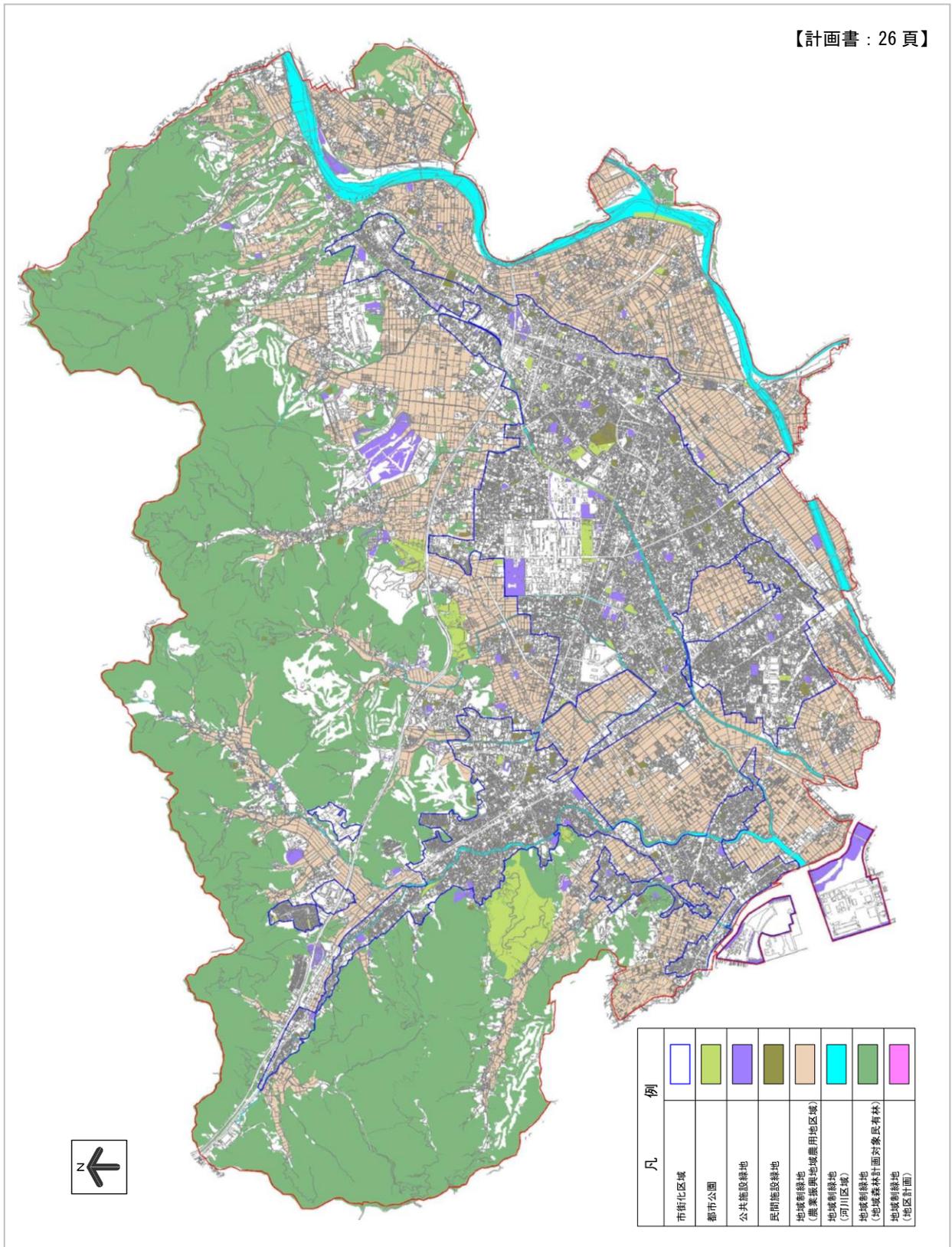
都市計画区域全域では、施設緑地と地域制緑地を併せ、緑地が約 9,459ha 存在し、平成 27 年 3 月 31 日現在の都市計画区域面積（16,114ha）に対して約 59%を占めています。これらの緑地の大半は地域制緑地の地域森林計画対象民有林や農業振興地域農用地区域となっています。市街化区域における緑地は約 300ha であり、都市計画区域全域の緑地に占める割合は 3%程度となっています。

■ 緑地現況量の計量 ■

(単位：ha)

区 分		市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (1) + (2)	
施設緑地	都市公園	54.85	170.33	225.18	
	公共施設緑地	103.02	94.88	197.90	
	都市公園等	157.87	265.21	423.08	
	民間施設緑地	69.58	63.88	133.46	
	施設緑地 合計	227.45	329.09	556.54	
地域制緑地	法によるもの	農業振興地域農用地区域	0.00	2,880.20	2,880.20
		河川区域	60.86	394.14	455.00
		地域森林計画対象民有林	15.28	5,729.38	5,744.66
	条例等によるもの	地区計画	0.00	3.49	3.49
地域制緑地 合計		76.14	9,007.21	9,083.35	
重複部		3.45	177.29	180.74	
緑地現況量 総計		300.14	9,159.01	9,459.15	

(注) 平成 27 年 3 月 31 日現在



■ 緑地現況図 ■

2-2 緑地の保全及び緑化の推進のための施策の体系

現行計画では、基本理念を実現するため、「守る」、「創る」、「育てる」の視点に沿って、緑地の保全及び緑化の推進のための施策を設定しています。以下に、基本理念から将来像、施策の方向性を示す基本方針及び基本施策を体系として示します。

【計画書：81頁】



■ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策の体系 ■

# 第3章 中間評価

## 3-1 中間評価の方法について

### (1) 中間評価の方法

中間評価では、具体施策に対して関係各課からの報告を基に、施策の実施状況と施策推進上の課題の概要を整理するとともに、後期5年間に実施すべき施策であるか、事業実施課が適切であるか評価し、見直しを行います。

また、具体施策の見直しに伴い、「守る緑」「創る緑」「育てる緑」の視点別の目標・指標についても必要に応じて見直します。

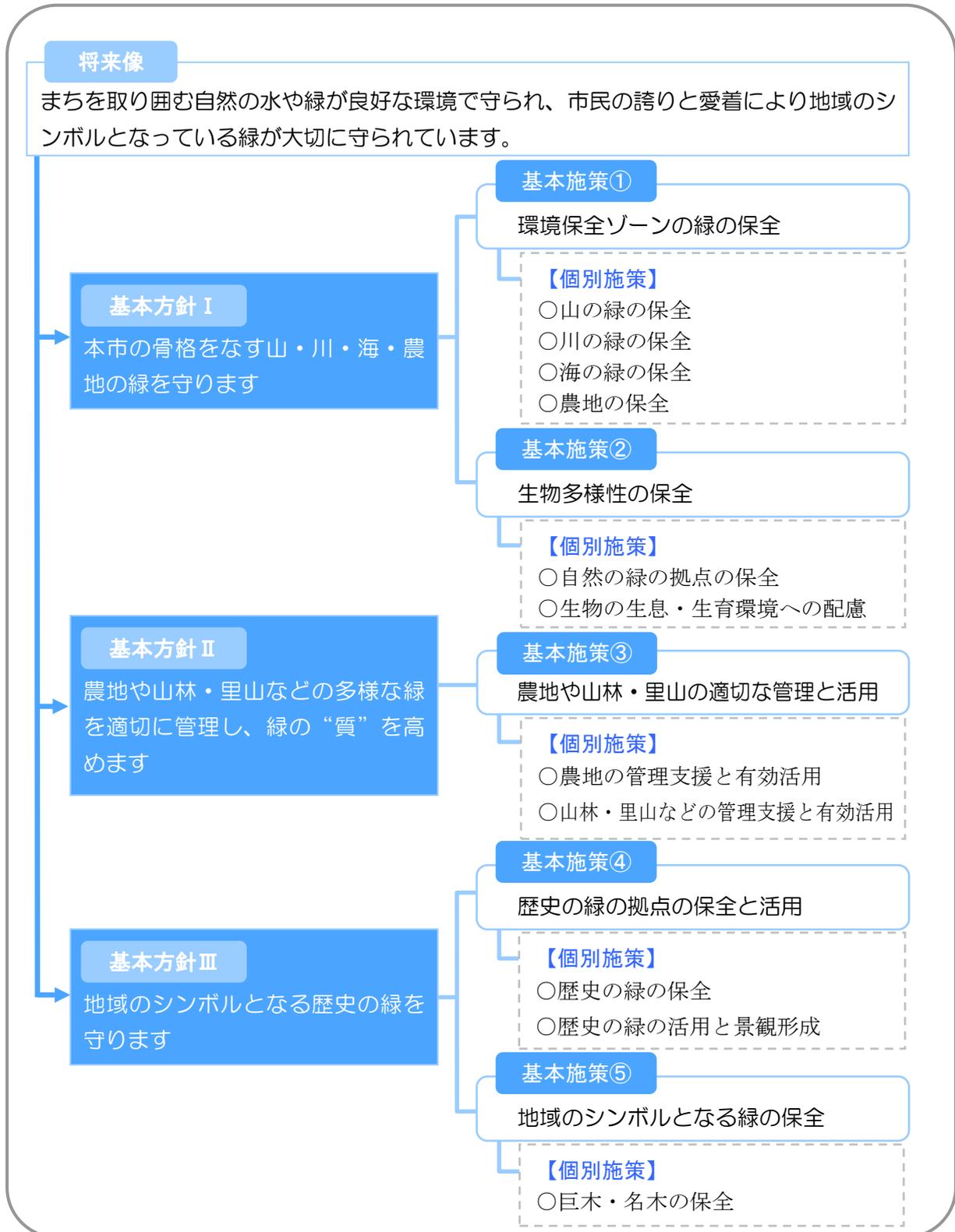
#### ■ 施策等の見直しの考え方 ■

施策等の見直し方針	考え方
継続	<ul style="list-style-type: none"><li>各施策の将来像を達成するために、現行計画の関係課が協働して施策を継続するもの</li></ul>
施策の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>現行計画の施策が完了し、次のステップへの展開が必要なもの</li><li>施策推進上の課題等により、施策を推進するために解消すべき問題点があるもの</li><li>施策推進上の課題等により、現行計画の施策を継続することが現状で困難なもの</li></ul> <p>※見直し後の具体施策を網掛け表示 ( <input type="text"/> )</p>
事業実施課の移管	<ul style="list-style-type: none"><li>施策の特性上、現行計画の施策実施課から他課への移管が適切であるもの</li></ul>
事業実施課の追加	<ul style="list-style-type: none"><li>各施策の将来像を達成するために、現行計画以外の関係課と協働で施策を推進すべきもの</li></ul>
事業実施課の削除	<ul style="list-style-type: none"><li>現行計画の所管課が実施する施策が完了したもの</li><li>施策の特性上、現行計画の施策実施課による推進が適切でないもの</li></ul>

3-2 「守る緑」に関わる施策の実施状況と今後の展開

3-2-1 「守る緑」に関わる施策の体系

【計画書：82頁】



■ 「守る緑」に関わる施策の体系 ■

### 3-2-2 「守る緑」に関わる具体施策の実施状況と今後の展開

#### 基本方針 I

本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります

#### 基本施策①

環境保全ゾーンの緑の保全

#### 個別施策：山の緑の保全

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○山林や里山は、森林法で定める保安林や地域森林計画対象民有林の指定を継続し、社会情勢の変化に対応しながら、森林整備計画に基づき保全します。	農務課	○豊川市森林整備計画(平成 25～34 年度)により森林保全を促進している。 ○あいち森と緑づくり事業人工林整備(愛知県)を実施している。
○市西部の三河湾国定公園や市北部の本宮山県立自然公園は、自然公園法や県条例に基づき適切な管理に努め、自然公園の機能を保全します。	農務課	○三河湾国定公園、本宮山自然公園について、自然公園法、県条例に基づき適切な管理に努めている。
○林道の開設や整備事業を実施し、森林所有者が行う間伐などの維持管理作業を促進することにより、森林の持つ公益的機能を保全します。	農務課	○1 路線の林道の開設事業を実施し、40 路線の林道の管理事業を実施している。 ○愛知県県と歩調を合わせ、補助対象となる間伐事業をホームページや県のパンフレットを掲示し、PRを実施している。
○市街化調整区域における必要な開発事業について、周辺の緑への影響をできる限り少なくするように適正な指導に努めます。	農務課	○市街化調整区域での伐採届に対し、周辺の緑への影響について指導を行い、適合通知書を発行している。(平成 23～26 年：118 件)

#### 個別施策：川の緑の保全

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○一級河川の豊川は、「豊川水系河川整備計画」(平成 18 年 4 月 6 日一部変更)に基づき、良好な生態系や景観の形成に配慮しますが、河道内の樹木の治水上必要な伐採においては、自然植生に配慮し、その機能をできる限り維持するため、必要最小限とするよう努めます。	道路維持課 (国土交通省)	○国土交通省により河道内の樹木を治水上の安全と自然植生・魚類の環境に配慮し伐採を行った。(橋尾地区、豊津地区、東上地区、当古地区)

【計画書：83頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○具体施策を推進する。	継続	
○国及び愛知県が所管する公園であり、市で具体的に展開できる事業がない。このため、国及び愛知県への保全の働きかけに主眼を置いて具体施策を変更する。	施策の見直し	○市西部の三河湾国定公園や市北部の本宮山県立自然公園は、自然公園法や県条例に基づき適切な管理に努め、自然公園の機能を保全するよう働きかけます。
○具体施策を推進する。	継続	
○具体施策を推進する。 ○後述の「農地の保全」にも同様の施策があるため、「山の緑」と「農地」で対象が異なることに留意し進捗管理を実施する。	継続	

【計画書：83頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○具体施策を推進する。	継続	

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○河川敷や河川堤防の法面において、良好な生態系や景観の形成に配慮しつつ、緑を適正に保全します。	道路維持課	○良好な生態系や景観の形成に配慮しつつ、緑を適正に保全した草刈を行った。 ○環境景観に配慮して河川周辺の伐採を最小限にして上谷下川を整備を行った。

#### 個別施策：海の緑の保全

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○三河湾岸の海岸は、「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」（平成 20 年 11 月変更）に基づき、マリンリゾートを楽しむレクリエーションの機能の向上を図る一方、生態系や自然浄化機能の向上も図ります。	愛知県 （事務局取りまとめ）	○平成 24 年以降に予定されていた愛知県三河港務所の緑地整備事業は、東日本大震災の影響により愛知県による臨海部への財源投入が見合せとなった。

#### 個別施策：農地の保全

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○市街化調整区域の優良な農地は、農業振興地域農用地区域の指定を継続し、保全を図ります。	農務課	○市内を 5 地区に区分し、各地区の特色を生かした方針に基づいて農用地区域を設定している。
○市街化調整区域における必要な開発事業について、周辺の緑への影響をできる限り少なくするように適正な指導に努めます。	農務課	○農地転用許可制度では、優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することとしている。

【計画書：83頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体施策を推進する。</li> <li>○国、県管理河川については環境や景観に配慮した伐採・草刈を引き続き要望する。</li> <li>○市管理河川については環境や景観に配慮した伐採・草刈を引き続き行い、保全に努める。</li> </ul>	<b>継続</b>	

【計画書：83頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○当初の具体施策の内容では、市事業として展開できるものがないため、愛知県への要望等に主眼を置いた具体施策にする。</li> <li>○市が所管する御馬漁港の維持管理を具体施策に追記し、清掃活動などで緑の保全につながる維持管理に努める。</li> <li>○事業実施課については、港湾関係を所管している道路維持課に移管する。</li> </ul>	<b>施策の見直し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三河湾岸の海岸は、「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」（平成27年12月変更）に基づき、港湾の開発・利用との調和した海岸の防護を図り、豊かな生態系づくりと自然浄化機能の向上を目指す一方、マリリゾートを楽しむレクリエーション需要への対応に対して要望等の働きをします。また、御馬漁港の維持管理に努めます。</li> </ul>
	<b>事業実施課の移管</b>	○道路維持課へ移管する。

【計画書：83頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体施策を推進する。</li> <li>○これまでと同様に、各地区の特色を生かした方針に基づき農用地区域の設定を適切に実施する。 （平成27、28年度に農業振興地域整備計画の見直し予定）</li> </ul>	<b>継続</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体施策を推進する。</li> <li>○前述の「山の緑」にも同様の施策があるため、「山の緑」と「農地」で対象が異なることに留意し進捗管理を実施する。</li> </ul>	<b>継続</b>	

基本施策②

生物多様性の保全

個別施策：自然の緑の拠点の保全

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○美しい山並みを形成する地域のランドマークであり、歴史ある社寺の境内林が存在する本宮山や観音山、コアブラツツジの自生地である宮路山、ヒメハルゼミの生息地などが分布する御津山の一帯は、保全配慮地区の指定を検討し、郷土の植生としての歴史の緑の保全とともに、貴重な動植物の生息・生育環境を保全します。	環境課	○自然環境マップを活用し市民を巻き込んだ里山調査を行い、保全の必要性に関する啓発活動を行った。（里山調査：赤塚山、観音山、手取山、旗頭山、本宮山、宮路山）
	公園緑地課	○実施について検討中。

個別施策：生物の生息・生育環境への配慮

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○生物の生息・生育環境に配慮した空間を創出するよう努めます。	環境課	○身近な自然環境調査を基に、生物の生息・生育環境の保全を啓発する講座を行った。
○里山における樹林地の機能を高めるため、公園区域や河川区域などの公有地において、繁茂する竹林などの伐採や広葉樹などの植栽に努め、民有地においてはその啓発に努めます。	農務課	○造林、間伐事業の補助金制度を市ホームページ等でPRする。
	公園緑地課	○平成 23 年度に手取山公園管理協力会が発足し、里山である手取山の樹木の剪定、下草刈りなどの山の手入れを実施している。
	道路維持課 環境課	○河川の雑木等の伐採を行った。 ○平成 24～27 年度に里山保全の担い手の育成を目的とした里山保全リーダー養成講座と、修了生を対象としたフォローアップ講座を隔年開催した。 ○里山保全グループの設立に向け、検討・準備を行った。 ○おいでん祭で間伐材を利用したブースを出店し、里山の保全のための間伐の必要性を啓発した。
○在来種を主とした、多様な樹種を用いた森づくりを推進します。	農務課	○実施について検討中。
○音羽川、白川、帯川などのホタルの生息地の保全活動など、市民による動植物の保全、復元活動を支援します。	環境課	○地域の河川で保全活動を行う地元団体に水質調査キットを提供し、保全活動の支援を行った。 ○地元団体が行う保全啓発活動に参加した。

【計画書：84頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○対象地の多くが民有地であり、具体的な保全施策の位置づけが困難なため、「保全に向けた調査や啓発」を行うことに主眼を置いた具体施策にする。	施策の見直し	○美しい山並みを形成する地域のランドマークであり、歴史ある社寺の境内林が存在する本宮山や観音山、コアブラツツジの自生地である宮路山、ヒメハルゼミの生息地などが分布する御津山の一角は、郷土の植生としての歴史の緑の保全とともに、貴重な動植物の生息・生育環境を保全するよう、現地調査や啓発活動に取り組みます。

【計画書：84頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○具体施策を継続実施する。	継続	
○具体施策を継続実施する。 ○ボランティア団体の高齢化が進んでいる。ボランティア立ち上げ当時の思いを次世代につなぐ必要がある。 ○講座内容などに興味・関心を持った人材の発掘及び人材の育成が必要である。（若年層の参加が少ない。） ○里山管理団体が継続・自立した活動ができるための支援など。	継続	
○山林所有者の意識の高まりが必要であるため、山林所有者の意識を高めるためのPRに主眼を置いた具体施策にする。	施策の見直し	○在来種を主とした、多様な樹種を用いた森づくりを推進するため、山林所有者等に対するPRを行う。
○具体施策を継続実施する。 ○具体的な河川名が例示されているため、河川を所管している道路維持課を事業実施課に追加する。	事業実施課の追加	○道路維持課を追加する。

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○環境保全型農業を推進し、食の安全・安心を高めるとともに、生物の生息・生育環境の保全に配慮します。	農務課	○「環境保全型農業直接支援対策」の補助制度（農林水産省）の申請を、平成 24～26 年度に 26 件の申請があった。
○教育の現場などにおけるビオトープ体験などを通じて、生物多様性の保全に向けた啓発・教育活動に努めます。	教育庶務課 (学校教育課)	○複数の学校でビオトープ活動が行われている。
	環境課	○ビオトープを使った出前講座を行った。(小坂井東小学校、桜木小学校)

## 基本方針Ⅱ

農地や山林・里山などの多様な緑を適切に管理し、緑の“質”を高めます

## 基本施策③

農地や山林・里山の適切な管理と活用

### 個別施策：農地の管理支援と有効活用

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○耕作放棄地の増加を抑制するため、市民農園の設置や保育園などによる教育の場としての利用を推進します。また、景観作物の栽培を促進し、彩りある田園風景の創出を図ります。	農務課	○市民小菜園 1 箇所を設置した。 ○農家では市民小菜園やヒマワリ迷路やレンゲによる景観作物の取組みを行われた。 ○「そば」による食育活動を行った。
○豊川市農業担い手育成総合支援協議会と連携するとともに、農地情報バンク制度や農業人材バンク制度を活用することによって、耕作放棄地の解消及び農業の担い手の育成を図り、農地の有効活用を図ります。	農務課	○農家や後継者の減少問題に対して、就農塾、農業塾を開講した。 ○修了生には、希望により農地を斡旋している。 ○新規就農者への農業機械リース事業補助を行った。

### 個別施策：山林・里山などの管理支援と有効活用

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○山林や里山などの適切な管理を促進するため、所有者や管理団体が行う植林、間伐などを支援するとともに、近隣市の管理団体、市民活動団体などとの連携を図ります。また、「あいち森と緑づくり事業（人工林整備事業、里山林整備事業）」を活用することにより、森林、里山林の整備、保全を図ります。	農務課	○造林事業として、造林補助金及び間伐補助金を交付した。 ○あいち森と緑づくり事業を活用し、人工林整備事業(愛知県施行)で 218ha の間伐を行った。 ○里山林再生整備事業では、愛知県施行により測量調査を行った。

【計画書：84頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○具体施策を継続実施する。	継続	
○具体施策を継続実施する。	継続	

【計画書：85頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○具体施策を継続実施する。 ○具体施策に「保育園などによる教育の場としての利用を推進」という具体的な例示があるため、子ども課を事業実施課に追加する。	事業実施課の追加	○子ども課を追加する。
○具体施策を実施する。 ○親元就農の促進を行う。	継続	

【計画書：85頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○具体施策を継続実施する。	継続	

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○森林のもつ公益的機能やそれを担う林業の大切さなどについての意識啓発を行うため、体験学習講座を開催します。	農務課	○地元財産区や愛知県と連携し、萩小学校において枝打ち等の体験学習会を毎年行った。
	教育庶務課 (学校教育課)	○萩小学校において枝打ちなどの山仕事活動体験を行った。
○民有の山林・里山の荒廃を防ぐため、保全・管理を行う担い手創出事業を市民との協働によって進めます。	農務課	○あいち森と緑づくり事業里山林整備に伴い、地元管理団体の発足及び準備を行なった。
	環境課	○平成 24～27 年度に里山保全の担い手の育成を目的とした里山保全リーダー養成講座と、修了生を対象としたフォローアップ講座を隔年開催した。
○市民参加による山林・里山などの管理の仕組みを検討します。	農務課	○あいち森と緑づくり事業里山林整備に伴い、地元管理団体の発足及び準備を行なった。
	環境課	○平成 24～27 年度に里山保全の担い手の育成を目的とした里山保全リーダー養成講座と、修了生を対象としたフォローアップ講座を隔年開催した。

### 基本方針Ⅲ

地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります

### 基本施策④

歴史の緑の拠点の保全と活用

#### 個別施策：歴史の緑の保全

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○歴史や文化の趣きを醸し出す社寺境内地などの樹林や樹木について、その保全に対する所有者の意識啓発に努めます。また、市街地の貴重な緑として永続的に保全するため、特別緑地保全地区、保存樹(林)の指定などを検討します。	公園緑地課	—
	生涯学習課	○砥鹿神社のケヤキ(県天然記念物)の樹勢回復作業を神社関係者で行った。宝円寺のシダレザクラ(県天然記念物)の環境整備を寺関係者で行った。
	都市計画課	—

【計画書：85頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○具体施策を継続実施する。	継続	
○具体施策を継続実施する。 ○講座内容などに興味・関心を持った人材の発掘及び人材の育成が必要である。（若年層の参加が少ない。） ○講座修了者への活躍の場の提供が必要である。	継続	
○既に管理団体が発足するなど、仕組みができてきているため、仕組みを「検討する」だけでなく、引き続き次なる仕組みを検討する。 ○活動団体への支援などを具体施策に追加する。 ○手取山公園管理協力会など、公園緑地課が所管する部分で管理の仕組みができてきているため、公園緑地課を事業実施課に追加する。	施策の見直し	○市民参加による山林・里山などの管理の仕組みを検討するとともに、管理団体等が設立されたもの（仕組みが構築されたもの）については、市民との協働による管理が継続できるよう支援を行います。
	事業実施課の追加	○公園緑地課を追加する。

【計画書：86頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○民間が所有する土地について特別緑地保全地区などの指定をするためには、市民意識の高揚が必要であるため、「所有者の意識啓発」に主眼に置いた具体施策に見直す。 ○当面の取り組みを「所有者の意識啓発」に見直すため、都市計画課を事業実施課から削除する。	施策の見直し	○歴史や文化の趣きを醸し出す社寺境内地などの樹林や樹木について、その保全に対する所有者の意識啓発に努めます。
	事業実施課の削除	○都市計画課を削除する。

個別施策：歴史の緑の活用と景観形成

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○三河国分寺跡は、公有化を進め、史跡公園としての保存整備を推進します。	生涯学習課	○史跡公園三河国分尼寺跡整備基本構想に基づき、公有化完了、保存整備完了を推進する。(平成 26 年度末公有化率：78.8%)
○保存整備事業の行われた三河国分尼寺跡は、ボランティアガイドによる案内など、市民による活動を継続的に支援し、観光資源としての機能の強化を図ります。また、生涯学習や学校教育の場、市民の憩いの場、イベント広場としての活用を図ります。	生涯学習課	○毎月学習会を開催し、ボランティアによる運営を継続している。 ○ふるさと再発見講座、市内小学校 6 年生の見学事業、天平ロマンの夕べ等のイベントを継続開催している。
○御油のマツ並木は、「御油のマツ並木保存管理計画」(平成 18 年 3 月)に基づいた適切な管理を進めるとともに、郷土の情景を保全・継承し、地域住民や来訪者の交流の場となる公園の整備を進め、観光資源としての機能の強化を図ります。また、三河国分尼寺跡同様、市民参加による管理、活用を検討します。	生涯学習課	○平成 21 年度より地元愛護会、小学校との協働により 15 本の松の苗を補植、樹勢回復を行った。 ○並木に隣接する保存地区の公有化を図り、景観保存に努めている。 ○松並木からの後継樹の育成事業にも取り組んでいる。
	公園緑地課	○御油松並木公園を供用開始した。 ○御油松並木公園の維持管理(除草・ゴミ拾い等)を地元の御油連区に依頼し実施している。 ○御油ノ松並木制定 70 周年イベントを公園を会場として行った。
○歴史の緑を本市の景観資源として活かすとともに、歴史景観の維持向上を図るため、景観計画の策定を検討します。	都市計画課	○おいでん祭で景観についての PR を行った。

基本施策⑤ 地域のシンボルとなる緑の保全

個別施策：巨木・名木の保全

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○地域のシンボルとして親しまれている巨木や名木を、将来に渡って保全していくため、分布やいわれなどを調査し、市民への周知や、保存樹(林)の選定を検討します。	生涯学習課	○旧小坂井町内の樹木調査を行い、市の天然記念物を 3 件新規指定した。
	公園緑地課	○公園銘木図鑑として、パンフレット「花と緑の見どころガイド」を作成した。

【計画書：86頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○具体施策を継続実施する。 （平成30年度公有化完了、平成34年度保存整備完了予定）	継続	
○具体施策を継続実施する。 ○ボランティアガイドの養成講座を継続実施し人材の確保を図る必要がある。	継続	
○具体施策を継続実施する。 ○並木マツの倒木や枝等の落下等に備えた安全対策が必要である。 ○松枯れ対策として、薬剤の地上散布に加え樹幹注入を計画的に行う必要がある。 ○県道長沢国府線の松並木区間の維持管理が市に移譲されたので、移譲を受けた道路維持課を事業実施課に追加する。	事業実施課の追加	○道路維持課を追加する。
○景観資源の多くが民間所有であり、市民や地域の機運が高まらないと景観計画の策定は困難であるため機運を高める働きかけを主眼とした具体施策に見直す。	施策の見直し	○歴史の緑を本市の景観資源として活かすとともに、歴史景観の維持向上を図るため、景観計画の策定を視野に入れ、市民の意向の把握に努め、機運を高めるための働きかけをします。

【計画書：86頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○市民への巨木・銘木の周知を進めており、現状で巨木選定制度を新たに設ける必要性がない。 ○保存樹（林）の選定は、市民の意識の高まりがないと実現が困難なため、巨木や名木について市民への周知を図ることに主眼を置いた具体施策にする。	施策の見直し	○地域のシンボルとして親しまれている巨木や名木を、将来に渡って保全していくため、分布やいわれなどを調査し、市民への周知を図ります。

### 3-2-3 「守る緑」に関わる目標・指標

#### (1) 市民小菜園の設置

【計画書：87頁】

麻生田市民小菜園を整備しました（当初の箇所数には計上済み）。一方で、美幸市民小菜園が廃止となり、箇所数は1か所減少しています。なお、現行計画の指標は、JAが運営する農園を含む「市民農園の箇所数」でしたが、「市民小菜園の箇所数」に修正します。

◆目標・指標			
指標名	当初 平成22年	中間年次 平成27年	目標年次 平成32年
市民小菜園の箇所数	10箇所	9箇所	12箇所

◆実施主体・実施スケジュール				
実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期5年	後期5年
●	●	●		

(注)・実施主体：施策を行うにあたって、主として推進する主体を表します。  
 ・現況（平成22年）の市民小菜園の箇所数は、平成22年9月1日開設の蔵子市民小菜園及び平成23年4月1日開設の麻生田市民小菜園を含む数値としています。

#### (2) 里山林保全活動の推進

【計画書：88頁】

中間年次において、里山林保全に関わる2つの団体が設立されています。

里山リーダー養成講座や修了者に対するフォローアップ講座や各種イベントの開催、造林・間伐に対する補助に加え、設立した団体への支援を行うなど保全に向けた取り組みを継続的に実施しています。

◆目標・指標			
指標名	当初 平成22年	中間年次 平成27年	目標年次 平成32年
里山林保全市民団体の新規設立数	—	2団体	1団体以上

◆実施主体・実施スケジュール				
実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期5年	後期5年
●	●	●		

**(3) 巨木・名木の保全**

【計画書：89頁】

中間年次において、市のシンボルとなる天然記念物の指定や、既存の巨木・名木の捕食・樹勢回復、市民への周知活動を行っており、選定制度は創設されていません。

選定制度は、市民等の保全意識の熟度を踏まえ検討するものとし、目標・指標は、市民への周知を主眼とした「巨木・名木情報のとりまとめ・公表」とし、巨木・名木の分布やいわれなどの調査を着実に推進します。

**◆目標・指標**

指標名	当初 平成22年	中間年次 平成27年	目標年次 平成32年
巨木・名木情報のとりまとめ・公表	—	とりまとめた情報の周知(公表)	とりまとめた追加情報の周知(公表)

**◆実施主体・実施スケジュール**

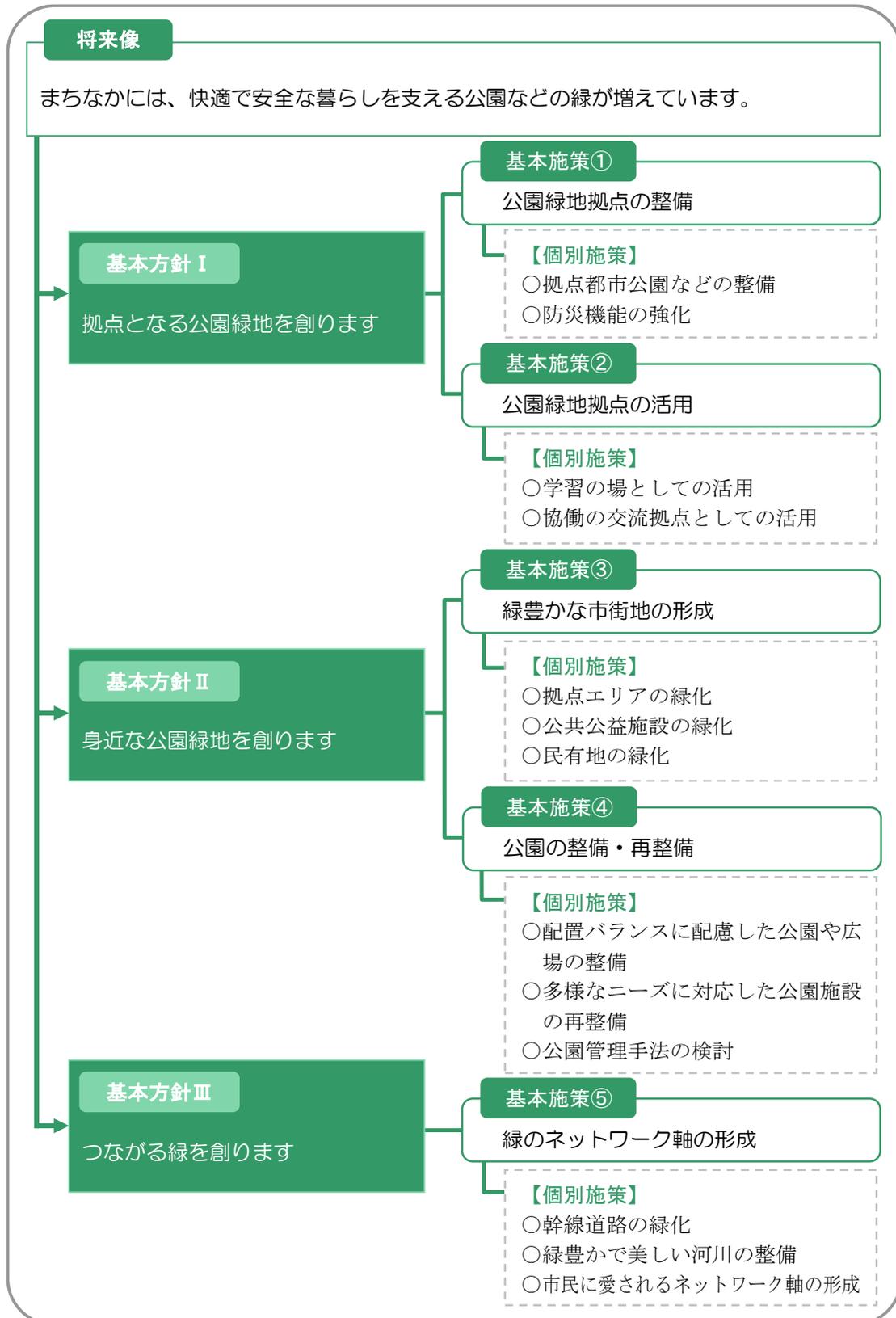
実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期5年	後期5年
		●	検討・調査・周知(公表)	検討・調査・周知(公表)



3-3 「創る緑」に関わる施策の実施状況と今後の展開

3-3-1 「創る緑」に関わる施策の体系

【計画書：90頁】



■ 「創る緑」に関わる施策の体系 ■

### 3-3-2 「創る緑」に関わる具体施策の実施状況と今後の展開

#### 基本方針Ⅰ 拠点となる公園緑地を創ります

#### 基本施策① 公園緑地拠点の整備

##### 個別施策：拠点都市公園などの整備

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○豊川市スポーツ公園、手取山公園の整備を推進します。	公園緑地課	○豊川市スポーツ公園(1期工事)、手取山公園の整備を完了し、供用を開始した。
○三上緑地、豊川公園、赤塚山公園などの都市公園の機能拡充を推進します。	公園緑地課 (スポーツ課)	○豊川公園内の陸上競技場を全天候型に改修した。 ○赤塚山公園水の広場とアニアニまあるの改修を行った。 ○豊川公園のプール管理棟の耐震改修とプールサイドの改修を行った。 ○豊川公園テニスコート横便所を改修した。
○現在、部分供用となっている東三河ふるさと公園、三河臨海緑地について、公園緑地拠点としての機能をさらに高めるため、全面供用に向けた整備を愛知県に要望し、整備を促進します。	公園緑地課	○東三河ふるさと公園期成同盟会を組織し、愛知県・愛知県議会に整備要望を実施した。

##### 個別施策：防災機能の強化

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○広域避難場所に指定されている桜ヶ丘公園や豊川公園、一時避難場所に指定されている公園などにおいて、防災関連施設（防災無線、耐震性貯水槽など）の整備を推進するとともに、延焼の遅延・防止や安全性確保に効果の高い植物の植樹・植栽に努めます。	公園緑地課	○公園内の防災関連施設については、防災対策課の申請を受けて随時設置許可等を行っている。 ○耐震性貯水槽を設置した。(赤坂台1号公園、大木区画整理1号公園、大和ちびっ子広場等) ○住吉公園、一ノ坪公園に自主防災会にて防災倉庫を設置した。 ○一部公園に防災無線を整備した。 ○公園内の防災関連施設(防災倉庫等)の整備について、随時設置許可申請等を公園緑地課に対し行った。
	防災対策課	

【計画書：91頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○具体施策を継続実施する。 （平成 30 年度に豊川市スポーツ公園の整備完了予定。）	継続	
○具体施策を継続実施する。 （平成 28 年度に赤塚山公園中池エリアの施設について、長寿命化計画を策定し、改修を行う）	継続	※都市公園内スポーツ施設の整備や改修については、公園緑地課が進捗管理を実施する。
○具体施策を継続実施する。	継続	

【計画書：91頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○具体施策を継続実施する。 （都市公園のバリアフリー化工事は今後も計画的に進めていくが、防災関連施設の整備は受け身のものであり、積極的に施策の進捗を図るものではない。） ○平成 28 年度の機構改編により、防災対策課が企画部となるため、防火（貯水槽の設置等）の主管課として消防本部総務課を事業実施課に追加する。	事業実施課の追加	○消防本部総務課を追加する。 （部会員にも追加する。）

基本施策②

公園緑地拠点の活用

個別施策：学習の場としての活用

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○自然観察や農林業体験、自然体験などの「緑の教育」の拠点として、施設の充実及び活用を図ります。	公園緑地課	○手取山公園を「とよかわ自然学びの森」のテーマで整備した。 ○手取山公園等の市内の公園において、身近な生き物調査やキノコの菌打ち体験、里山保全リーダー養成講座、樹木の勉強会などを開催した。 ○手取山公園で活動するボランティアの休憩施設を設置した。
	農務課	—
	環境課	○手取山公園等の市内の公園において、身近な生き物調査やキノコの菌打ち体験、里山保全リーダー養成講座などを開催した。

個別施策：協働の交流拠点としての活用

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○町内会、ボランティア・市民活動団体、事業者などと行政が協働で緑を守り、育てるために、情報発信、情報交換、学習、交歓などを行うことができる「緑の交流拠点」として、施設の充実及び活用を図ります。	公園緑地課	○公園・児童遊園の管理委託を地元町内会に委託した。 ○手取山公園の整備にあたり、民間事業者から樹木の寄付があり、ボランティア団体等により植樹を行った。 ○手取山公園で活動するボランティアの休憩施設を設置した。
	市民協働国際課	○市民協働のまちづくり事業や地域活性化事業などで地縁団体や市民活動団体へまちづくりに関する補助を実施している。(緑化活動を行なう団体も補助対象)

【計画書：91頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体施策を継続実施する。</li> <li>○講座内容などに興味・関心を持った人材の発掘及び人材の育成が必要である。</li> <li>○環境課との共同開催に関する調整が必要である。</li> <li>○公園緑地拠点を活用する事業としては農務課で実施する予定がないため、事業実施課から削除する。</li> </ul>	<b>事業実施課の削除</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農務課を削除する。</li> </ul>

【計画書：91頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体施策を継続実施する。</li> <li>○協働という言葉になじみが薄く、「協働の手引き」や協働に関する講座等を通じた協働に関する啓発や、協働を行いやすい環境の整備が課題である。</li> </ul>	<b>継続</b>	

基本方針Ⅱ

身近な公園緑地を創ります

基本施策③

緑豊かな市街地の形成

個別施策：拠点エリアの緑化

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○都市核緑化推進エリア・地域生活拠点緑化推進エリアでは、賑わいや華やかさの演出、歩行者のための緑陰の確保に配慮した緑化を推進します。	公園緑地課	○民有地緑化の補助金交付要綱を策定し、同補助金を7件（平成24～26年度）交付した。
○拠点間をつなげる緑のネットワークの形成を目指すとともに、少量でも緑を感じられるよう、植樹柵間などに「まちかど花壇」を設置するなど、市民とともに道路の緑化を積極的に推進します。	公園緑地課	○民有地緑化の補助金交付要綱を策定し、同補助金を7件（平成24～26年度）交付した。 ○公園・道路等の公共用地で緑化活動をするボランティア団体に対し、花・苗木等を配布した。
	道路維持課	○街路樹の日常管理として適切な剪定を実施している。 ○美しい並木事業により、成育環境に合った樹種への植え替えを実施した。
○歴史的遺産や緑が残されている名古屋大学太陽地球環境研究所について、所有者である名古屋大学と調整を行い、効果的な保存、活用方法を検討します。  ※「太陽地球環境研究所」は、平成27年10月1日に、名古屋大学の機構改編により、「宇宙地球環境研究所」の研究部門の1つとなりました。	公園緑地課	○平和公園基本構想、基本計画を策定し、基本設計を行った。 ○平和公園（仮称）整備に向け、名古屋大学と用地取得及び整備内容等の調整を行った。
	生涯学習課	○平和公園基本構想、基本計画を策定し、基本設計を行った。
	企画政策課	○平和公園基本構想、基本計画を策定し、基本設計を行った。 ○平和公園（仮称）整備に向け、名古屋大学と用地取得の調整を行った。

個別施策：公共公益施設の緑化

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○公共公益施設においては、屋上や壁面、駐車場などの緑化を積極的に行います。特に、市役所をはじめとした公共公益施設が集積している諏訪地区周辺は、本計画における都市核緑化推進エリアであることから、本市の施設緑化の取組の先導役として緑化を推進します。	施設所管各課（事務局とりまとめ）	—

【計画書：92頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体施策を継続実施する。</li> <li>○具体施策の「歩行者のための緑陰の確保」に資する街路樹の維持管理を所管する道路維持課を事業実施課に追加する。</li> </ul>	事業実施課の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路維持課を追加する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体施策を継続実施する。</li> </ul>	継続	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体施策を継続実施する。</li> <li>○平成30年度の開園に向けて、ボランティアガイドの育成をはじめソフト面でも公園の円滑な運営が図られるよう取り組む必要がある。</li> <li>○平和公園（仮称）整備事業が具体化するまでの名古屋大学との調整役としての役目を終えたとの判断から、企画政策課を事業実施課から削除する。</li> </ul>	事業実施課の削除	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企画政策課を削除する。</li> <li>※企画政策課が所管する個別施策はなくなるが、総合計画の所管課であり、部会員としては残留する。</li> </ul>

【計画書：92頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○各公共施設管理課での、緑の基本計画に基づく新たな対応が見られない。</li> <li>○各課主体の事業展開ではなく、公園緑地課（事務局）からの関係各課への働きかけを主眼にした具体施策に見直す。</li> </ul>	施策の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共公益施設においては、屋上や壁面、駐車場などの緑化を積極的に行うよう、各施設所管課に働きかけます。</li> </ul>

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○保育園・小中学校においては、緑のカーテン事業などの緑化施策を拡大・推進します。園庭・校庭の芝生化については、維持管理コストなどの経済性や管理体制の構築などの課題について検証します。	環境課	○緑のカーテン事業を行った。 (平成 22～27 年度に保育園 111 園、小学校 109 校、中学校 10 校で実施)
	子ども課	○一宮保育園において園児、保護者及び地域住民が参加し、ポット苗の植付けを行った。 ○一宮保育園において、7月～9月の毎週水曜日を芝刈りデーを行った。 ○緑のカーテン事業を行った。 (平成 22～27 年度に 111 の保育園で実施)
	教育庶務課	○緑のカーテン事業を行った。 (平成 22～27 年度に小学校 109 校、中学校 10 校で実施)

#### 個別施策：民有地の緑化

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○住宅や工場、事業所などの民有地の屋上や壁面、駐車場などの緑化に対する補助制度の導入を検討します。	公園緑地課	○民有地緑化の補助金交付要綱を策定し、同補助金を 7 件（平成 24～26 年度）交付した。 ○公園・道路等の公共用地で緑化活動をするボランティア団体に対し、花・苗木等を配布した。
○地域の要望、実情などを踏まえて、緑化地域制度、地区計画など、緑化率条例制度、緑地協定制度などの導入を検討します。	都市計画課	○大木工業団地地区計画に、周辺環境に配慮するため地区内に地区施設として緑地を定めた。 ○西原足山田地区計画において調整池を公共空地に定める変更の際し、既決定の緑地に配慮し計画決定を行った。
○開発行為を実施する際には、法に定められた基準以上の緑地の整備とともに、地域性に配慮し、適切な公園緑地を整備するよう、事業者に対する指導を継続します。	公園緑地課	○市の開発要綱で、緑地整備が必要と判断された場合、整備内容等について指導を行う。 (平成 23～25 年度に、開発行為によりちびっ子広場等 3 施設を供用開始)
	建築課	○市の要綱で、法の基準以上の緑地整備を定めており、開発行為事前協議等で整備について指導した。(平成 22～26 年度に公園設置 4 箇所)

【計画書：92頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体施策を継続実施する。</li> <li>○緑のカーテン設置は環境学習の一環で推進している側面があり、中学校での学習レベルとしてはすぐわないため、設置が少ない。</li> <li>○芝生の維持管理には芝刈り作業等について地域住民や保護者会等による協力体制が必要である。</li> </ul>	<b>継続</b>	

【計画書：92頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助制度の導入は実施できたため、今後は制度を有効に活用できるようPRに努め、毎年一定の補助をできるようにすることを主眼にした具体施策とする。</li> </ul>	<b>施策の見直し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅や工場、事業所などの民有地の屋上や壁面、駐車場などの緑化に対する補助制度についてホームページ等でPRし、コンスタントに補助金を交付できるように努めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民や地域あるいは開発事業主の要望等に依るところが大きく、積極的に制度の導入を検討できるものではないので、そうした要望等があった時に調整を図ることに主眼を置いた具体施策とする。</li> </ul>	<b>施策の見直し</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の要望、実情などを踏まえて、地区計画などの指定による緑地の確保について調整を図ります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体施策を継続実施する。</li> <li>※公園緑地課の「ちびっこ広場等の供用開始」と建築課の「公園設置」は同じものを指しているが、指導した年度と、供用開始した年度の差で箇所数に違いが生じている。</li> </ul>	<b>継続</b>	

基本施策④

公園の整備・再整備

個別施策：配置バランスに配慮した公園や広場の整備

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○公園や広場が不足する地区において、身近な公園や広場の整備を推進します。	公園緑地課	○公園が少ないエリアに、公園整備を行なった。（平尾東公園、新池公園の整備等）
○土地区画整理事業に伴って創出される公園緑地の早期整備を推進します。	区画整理課	○豊川西部地区では、平成 26 年度末までに公園 2 箇所、緑地 5 箇所を整備した。 ○豊川駅東地区では、平成 26 年度までに緑地 2 箇所、公園 1 箇所を整備した。

個別施策：多様なニーズに対応した公園施設の再整備

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○既存の公園施設について、防犯性・安全性を確保するための公園内の見通しの改善、緑陰を確保するための高木の植栽、健康増進などのための遊具の導入など、市民の多様なニーズに対応した再整備を検討します。	公園緑地課	○既存公園の入口とトイレのバリアフリー化工事を順次実施している。 ○遊具の改修工事と赤塚山公園水の広場及びアニアニまあるの改修工事を行った。

個別施策：公園管理手法の検討

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○既存の公園緑地については、これまでの短期的な視点での維持・管理手法から、予防や保全を目的とした維持・管理へと転換を図るため、公園施設長寿命化計画の策定を行います。また、策定した計画に基づく公園の再整備時には、ワークショップなどの住民参加の手法を取り入れて行います。	公園緑地課	○赤塚山公園水の広場とアニアニまあるの改修を行った。 ○公園長寿命化計画により老朽化した遊具の改修を行った。

【計画書：93頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○具体施策を継続実施する。	<b>継続</b>	
○具体施策を継続実施する。 ○確保された公園用地に公園整備をするのは公園緑地課であるため、事業実施課に追加する。 ○公園緑地課を事業実施課に追加することにより、後期の区画整理課の施策は、公園用地の確保（街区造成）を主眼に置く。	<b>事業実施課の追加</b>	○公園緑地課を追加する。

【計画書：93頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○具体施策を継続実施する。	<b>継続</b>	

【計画書：93頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○長寿命化計画は策定済であるため、「長寿命化計画の策定」は具体施策から削除し、策定した計画に基づいた維持管理を行うことを主眼に置いた具体施策にする。 ○市民参加の観点から、ワークショップに関する記述は、下段の具体施策に移行する。	<b>施策の見直し</b>	○既存の公園緑地については、これまでの短期的な視点での維持・管理手法から、公園施設長寿命化計画に基づいた、予防や保全を目的とした維持・管理へと転換を図ります。また、策定した計画は必要に応じて見直し・拡充を図ります。

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○市の管理する既存公園の一部を、花壇づくりや植樹などの活動スペースとして、町内会、ボランティア・市民活動団体などに提供し、公園の部分管理を行う仕組みを構築します。	公園緑地課	○既存公園で有識者を講師に迎え、町内会での花壇づくり活動を軌道に乗せるため、花壇づくり講座を開催した。 ○公園等で緑化活動するボランティア団体に対し、花苗木等の配布を行った。

### 基本方針Ⅲ

つながる緑を創ります

### 基本施策⑤

緑のネットワーク軸の形成

#### 個別施策：幹線道路の緑化

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○既存の街路樹を適切に維持・管理するとともに、新設・改良を行う路線については、植樹帯や植樹柵の整備を積極的に推進します。	道路維持課	○既存街路樹の剪定や伐採など適切な維持管理を実施している。
	道路建設課	○街路樹の植樹を行った。 (都)蔵子線、(都)篠東野口線)
○街路樹の成長に伴い、まちなみ景観や自動車・歩行者の通行に支障をきたしている箇所について、街路樹の樹種、管理手法などを検討します。	道路維持課	○既存街路樹の剪定や伐採など適切な維持管理を実施している。 ○美しい並木事業により、成育環境に合った樹種への植え替えを実施している。

#### 個別施策：緑豊かで美しい河川の整備

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○緑のネットワークとしての河川の機能を高めるとともに、生物の移動空間、市民の憩いの場を創出します。また、合併後の新市の一体感を醸成するため、旧一宮町、旧小坂井町の区域へ佐奈川の桜並木の延伸を計画・推進します。	道路維持課	○旧一宮町の帯川にて桜並木の延伸を図った。

【計画書：93頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○市民参加の観点から、ワークショップに関する記述を当施策に移行する。	施策の見直し	○市の管理する既存公園の一部を、花壇づくりや植樹などの活動スペースとして、町内会、ボランティア・市民活動団体などに提供し、公園の部分管理を行う仕組みを構築します。また、こうした地元等による管理の機運を高めるため、公園の再整備にあたっては、ワークショップなどの住民参加による計画策定を行います。

【計画書：94頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○具体施策を継続実施する。 ○土地区画整理地内の幹線道路整備において、街路樹を植樹する場合があるので、区画整理課を事業実施課に追加する。	事業実施課の追加	○区画整理課を追加する。
○具体施策を継続実施する。 ○美しい並木事業の採択にあった路線を選定していく必要がある。	継続	

【計画書：94頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○河川管理者である愛知県より河川堤防の堤体への影響がないように植栽を行うように指導があり、新たな桜の植栽が困難な状況であるため、具体施策の後段を削除し、前段の施策を進める事業に的を絞って進捗を図る。	施策の見直し	○緑のネットワークとしての河川の機能を高めるとともに、生物の移動空間、市民の憩いの場を創出します。

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○音羽川、西古瀬川沿いの桜並木の保存・整備を促進します。	道路維持課	○音羽川、西古瀬川の桜の維持管理を市民の清掃と肥料散布の活動により保存に努めた。
○河川が本来有している生物の生息・生育環境や、多様な河川環境を保全・創出することが可能な箇所について、多自然川づくりを促進します。また、水や緑とふれあえる親水機能を備えた水辺空間の保全・整備が可能な箇所について、その整備を推進します。	道路維持課	○新青木川の整備にあたり、河床素材に玉石を採用し、河川環境保全に努めた。 ○佐奈川の散策路に階段等を設置し、水辺を身近なものと感じる環境づくりに努めた。

#### 個別施策：市民に愛されるネットワーク軸の形成

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○街路樹や桜の植樹によるネットワーク軸の形成の推進にあたっては、樹木の里親制度など、市民が愛着を持って整備・管理に参加できる仕組みの構築・活用を検討します。	道路維持課	—
○樹齢 60 年以上が経過し、枝枯れなどの症状が現れている桜トンネルについて、良好な景観や市民の憩いと安らぎの場を次世代へ引き継ぐため、再生整備計画を策定し、老木の植替えや若木の補植などを推進します。	道路維持課	○平成 26 年までに桜トンネルで 106 本の桜の植替えを行い、事業を完了した。 ○公園緑地課が豊川公園内区間の桜トンネルの伐採、補植に平成 27 年から着手した。

【計画書：94頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○河川管理者である愛知県より河川堤防の堤体への影響がないように植栽を行うように指導があり、新たな桜の植栽が困難な状況であるため、オール豊川市で桜並木整備を検討する必要がある。	継続	
○具体施策を継続実施する。 ○河川の危険個所対策が必要であり、現行の河川機能に支障のないように整備する。	継続	

【計画書：94頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○樹木の里親制度などの構築、活用は実現が難しいため、「市民が愛着を持って管理に参加できる」という、元々の具体施策の主旨を生かし、現存制度のアダプトプログラムの活用を前面に出す。	施策の見直し	○街路樹や桜の植樹によるネットワーク軸の形成の推進にあたっては、市民が愛着を持って管理に参加できるよう、アダプトプログラムの活用を図ります。
○桜トンネルに限定した具体施策であり、桜トンネルの市道区間の事業が完了したため、道路維持課としての事業は完了とする。 ○平成 27 年度より公園緑地課が豊川公園内の区間の桜トンネルの伐採、補植に着手したため、新たに公園緑地課を事業実施課とし、具体施策を継続する。	事業実施課の削除・追加	○事業実施課から道路維持課の削除し、公園分として公園緑地課を追加。

### 3-3-3 「創る緑」に関わる目標・指標

#### (1) 身近に公園がある地域の割合

【計画書：95頁】

公園や広場等の整備により身近に公園がある地域の割合は増加しています。

##### ◆目標・指標

指標名	現況 平成22年	中間年次 平成27年	目標年次 平成32年
身近に公園がある地域の割合	71%	71.9%	75%

(注)・ここで定義する「公園」は、都市公園及び公共施設緑地のうち児童遊園、ちびっこ広場、緑地・広場、史跡公園、その他広場に分類される公園緑地を対象としています。  
 ・「身近に公園がある地域の割合」とは、公園から半径250m内の地域の合計面積（重複を除く）が市街化区域面積に占める割合をいいます。

##### ◆実施主体・実施スケジュール

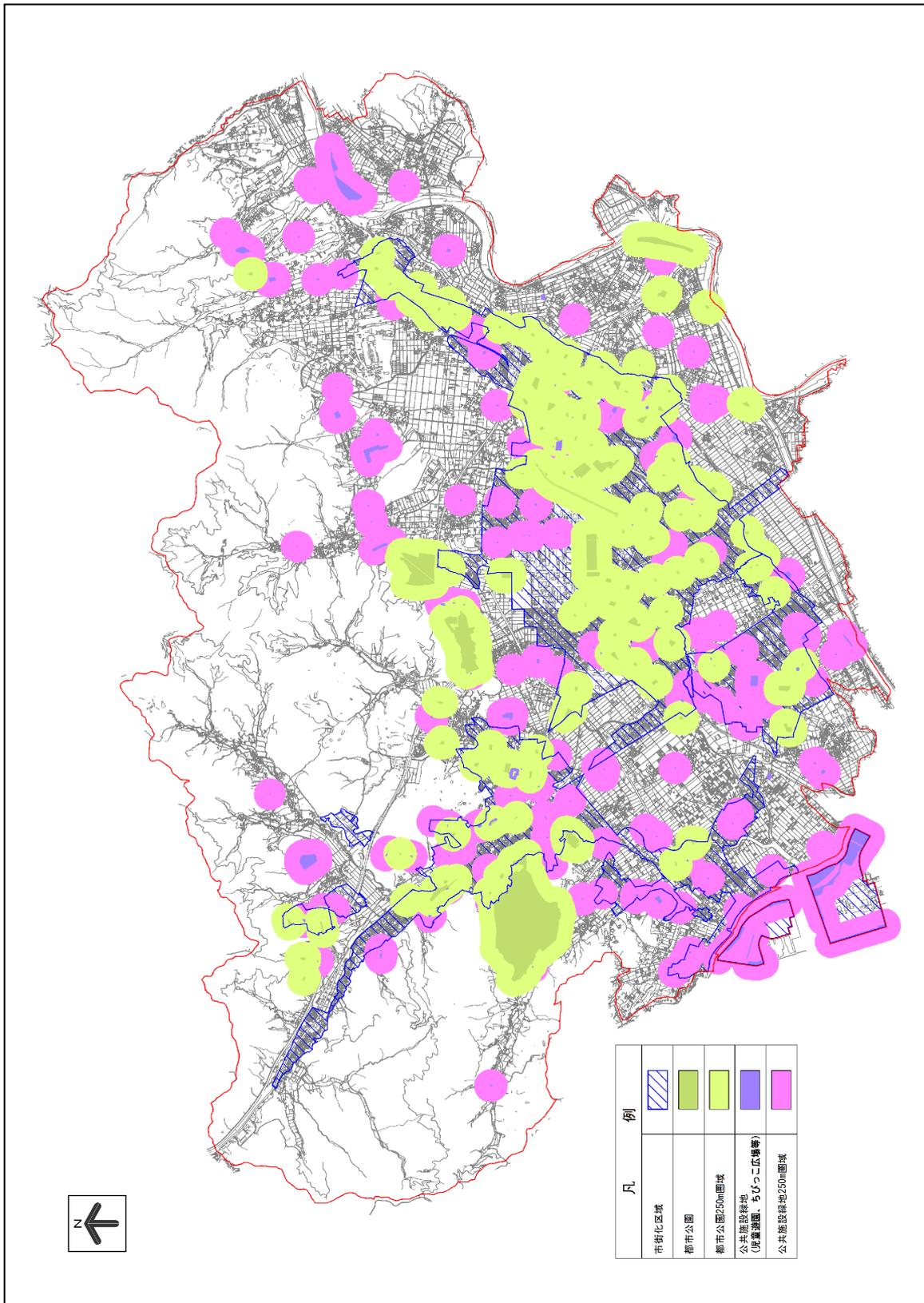
実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期5年	後期5年
●		●		

#### (2) 佐奈川の桜並木の延伸

【計画書：97頁】

佐奈川の桜並木の延伸に対し、河川管理者である愛知県より河川堤防の堤体への影響がないように植栽を行うように指導があり、新たな桜の植栽が困難な状況であるため、当目標・指標は除外することとしました。

【計画書：96頁】



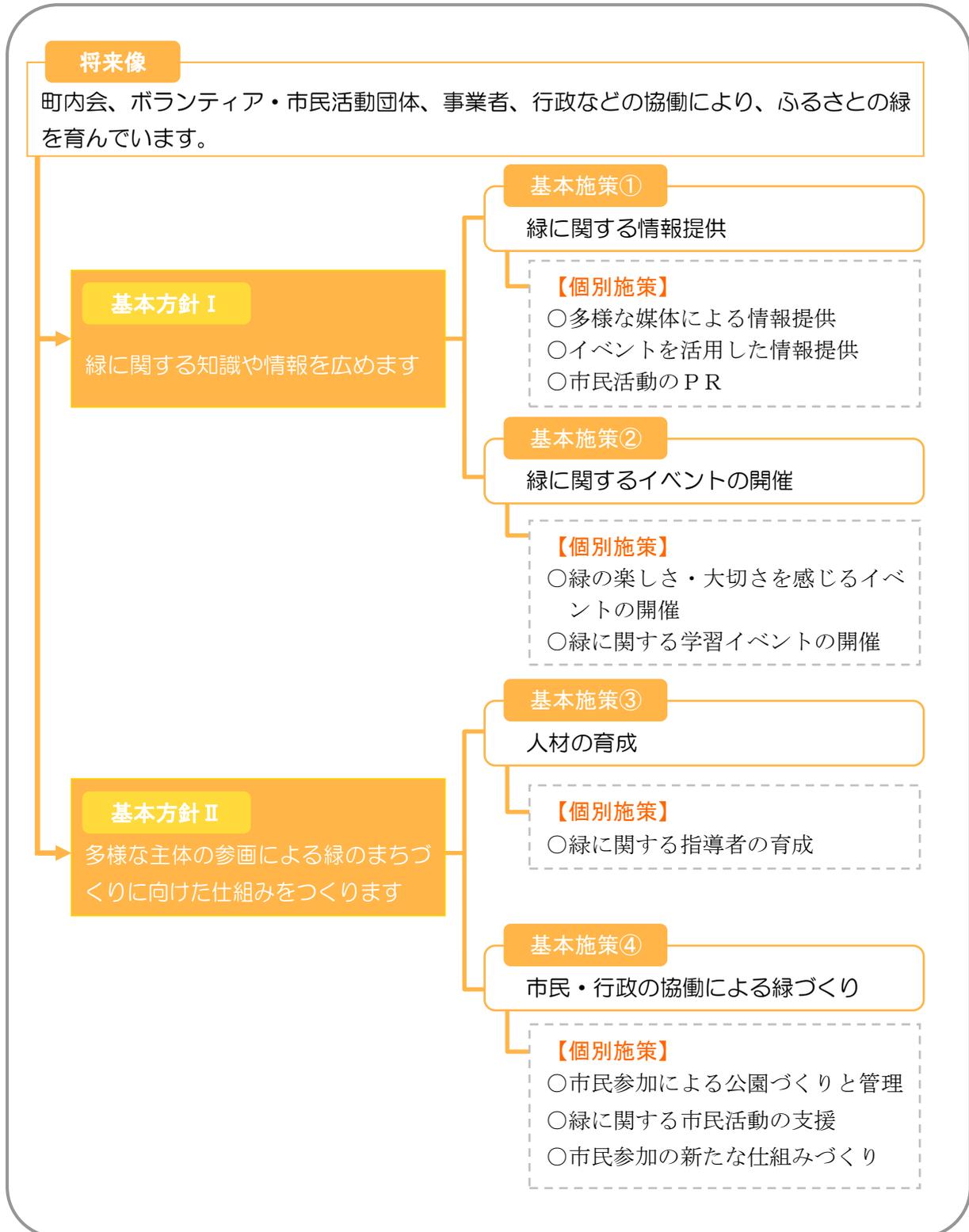
■ 身近に公園がある地域（平成27年3月31日時点） ■



3-4 「育てる緑」に関わる施策の実施状況と今後の展開

3-4-1 「育てる緑」に関わる施策体系

【計画書：98頁】



■ 「育てる緑」に関わる施策の体系 ■

### 3-4-2 「育てる緑」に関わる具体施策の実施状況と今後の展開

**基本方針Ⅰ** 緑に関する知識や情報を広めます

**基本施策①** 緑に関する情報提供

#### 個別施策：多様な媒体による情報提供

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○広報とよかわや市のホームページ、PRパンフレットなど、多様なメディアにより、緑に関する情報を市民に発信します。	公園緑地課	○緑化イベント情報、公園開園情報等をホームページ、広報、メセナ、スポーツとよかわ、パンフレット、報道機関への投げ込みを行い、告知した。 ○市民への緑化PRとしてパンフレット「花と新緑の見どころ」を作成した。
	環境課	○関連イベントについて、広報、メセナ、スポーツとよかわ、ホームページ等に掲載している。
	関係各課 (事務局とりまとめ)	—

#### 個別施策：イベントを活用した情報提供

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○市民まつりなどのイベントにおいて、花や樹木とふれあう機会の創出、種・苗の配布などを実施することにより、緑の良さ、大切さを市民に広め、緑に対する関心を高めます。	公園緑地課	○市内公園を活用し、自然観察会や花壇づくり講座など緑化イベントを開催した。 ○おいでん祭やふるさと満喫まつりにて緑化のPRを行った。
	農務課	○市制施行70周年記念事業として、総合体育館で愛知県・豊川市植樹祭を開催した。 ○おいでん祭での種、球根の配布を行った。また、緑の募金を活用し、緑化ボランティア、町内会等の市民団体への花苗等の配布を行った。その他花贈りのイベントを開催した。 ○関連イベントについて、広報、メセナ、スポーツとよかわ、ホームページ等に掲載している。

【計画書：99頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体施策を継続実施する。</li> <li>○公園緑地課と環境課以外に、積極的に緑に特化した情報を発信できる課が想定できないため、関係各課を事業実施課から削除する。</li> </ul>	<b>事業実施課の削除</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係各課を削除する。</li> </ul>

【計画書：99頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体施策を継続実施する。</li> </ul>	<b>継続</b>	

個別施策：市民活動のPR

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○町内会、ボランティア・市民活動団体などが行う緑化活動を紹介し、市民の緑化活動への関心を高めます。また、市民活動が活発になった時点で、緑化や緑の保全に関する優れた活動団体を表彰する制度の創設を検討します。	公園緑地課	○おいでん祭で、昆虫の会とフラワーボランティアの活動紹介を行った。 ○手取山公園の紹介パンフレットを作成し、その中でボランティア活動を紹介し会員の募集も行っている。
	市民協働国際課	○市広報に「町内会の底力」を掲載し、町内会活動を紹介している。また、市民活動団体は情報誌の発行等によりPRを実施した。(緑に特化していない。)
	環境課	○市民団体が行うチャリティバザーに市も主催者となってイベントの実施とPRを行った。 ○市民団体はバザーの収益を市の緑化事業に寄付している。

基本施策②

緑に関するイベントの開催

個別施策：緑の楽しさ・大切さを感じるイベントの開催

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○子ども会、老人会やボランティア団体などが参加する、花や樹木の植樹イベントの開催を推進します。	公園緑地課	○樹木の勉強会や花壇づくり講座等で植樹や花植えを行った。 ○公共用地にて緑化活動をしているボランティアに対し、花・苗木の配布を行った。
○自然観察会やフラワーアレンジメントなど、緑を楽しめるイベントの開催を推進します。	公園緑地課	○東三河ふるさと公園、手取山公園にて自然観察会を開催した。 ○赤塚山公園にて寄せ植え講座を開催した。
	環境課	○市内各所で自然観察会や環境調査を行った。(赤塚山、観音山、手取山、旗頭山、本宮山、宮路山、東三河ふるさと公園、手取山公園、江島河川敷)
	農務課	○花贈りのイベント開催した。
○民有地緑化の促進、地球温暖化防止の推進、市民緑化活動の促進などのため、「緑のカーテン事業コンテスト」を開催します。開催にあたっては、「住宅部門」、「団体部門」などを設け、市民や事業者、行政が一体となった緑づくりのきっかけづくりとします。	環境課	○緑のカーテンコンテストを開催した。 (住宅部門で133件、団体部門で234件の参加(平成23~27年度))

【計画書：99頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体施策を継続実施する。</li> <li>○表彰制度については、市民の緑化に関する意識が高まった時点で、緑化や緑の保全団体の優れた活動に対する制度の創設について検討する。</li> <li>○市民活動団体の多くは人材や会員の不足といった課題を抱えており、新規の活動者や若年層の活動者が加入しやすくなるように積極的な情報発信が必要である。</li> </ul>	<b>継続</b>	

【計画書：99頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○具体施策を継続実施する。	<b>継続</b>	
○具体施策を継続実施する。	<b>継続</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体施策を継続実施する。</li> <li>○応募者数が減少傾向にあり、より一層の啓発を要する。</li> </ul>	<b>継続</b>	

個別施策：緑に関する学習イベントの開催

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○市民の緑に関する知識を深めるため、里山保全の体験学習会、樹木の勉強会、ビオトープ活動などのイベントを開催します。	公園緑地課	○東三河ふるさと公園、手取山公園にて自然観察会を開催した。
	環境課	○平成 24～27 年度に里山保全の担い手の育成を目的とした里山保全リーダー養成講座と、修了生を対象としたフォローアップ講座を隔年開催した。 ○ビオトープを使った学習会を行った。 (小坂井東小学校、桜木小学校)
	農務課	○地元財産区、県と連携し、毎年萩小学校において枝打ち等の体験学習会を行なった。

基本方針Ⅱ

多様な主体の参画による緑のまちづくりに向けた仕組みをつくります

基本施策③

人材の育成

個別施策：緑に関する指導者の育成

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○町内会、ボランティア・市民活動団体などによる自主的かつ活発な緑に関するイベントの開催や組織発展のため、指導者育成講習会を開催するなど、緑に関する指導者を育成する仕組みづくりを検討します。	公園緑地課	○自然観察会や、樹木の勉強会、花壇づくり講座等のイベントを行なった。
	市民協働国際課	○地縁団体やボランティア・市民活動団体を対象に、「コミュニティリーダー養成講座」や「NPOスキルアップ講座」を開催した。(緑に特化していない。)

【計画書：99頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体施策を継続実施する。</li> <li>○報告できる事業があるため、教育庶務課(学校教育課)を事業実施課に追加する。</li> </ul>	<b>事業実施課の追加</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育庶務課(学校教育課)を追加する。</li> </ul>

【計画書：100頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体施策を継続実施する。</li> <li>○里山保全リーダー養成講座も、具体施策の推進に繋がるものと考えられるので、環境課を事業実施課に追加する。</li> </ul>	<b>事業実施課の追加</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境課を追加する。</li> </ul>

基本施策④

市民・行政の協働による緑づくり

個別施策：市民参加による公園づくりと管理

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○公園緑地の整備に際しては市民などが参加するワークショップを実施し、市民のニーズの反映に努めます。ワークショップにおける、地域に愛される植栽計画や地域が管理する花壇をはじめとした緑化スペースの設置計画などについての議論を通じて、整備後、地域による緑に関する活動実施の機運の高揚を図ります。	公園緑地課	○地元市民や町内会、ボランティア団体等とワークショップを行い、地元要望を取り入れた。 (おおいけ散策路、手取山公園、三明公園、サツキ公園) ○地元調整により手取山公園と新池公園に花壇を設置し、ボランティアや町内会による花植え、植樹活動を行った。 ○ワークショップの中で、完成後の地元での維持管理について検討を行った。
○ワークショップを通じて設置された公園緑地や既存の公園緑地について、町内会、ボランティア・市民活動団体などと行政が協働で管理する公園緑地を増やすため、積極的に参加したいと感じる管理の仕組みを検討・構築します。	公園緑地課	○町内会による花壇づくりを支援するため、有識者による花壇づくり講座を開催した。 ○これまで市で管理していた公園について町内会で管理してもらえるよう調整を行った。 ○サツキ公園の改修にあたり、整備内容と併せ、完成後の地元での維持管理について検討を行った。

個別施策：緑に関する市民活動の支援

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○既存の公園緑地における、町内会、ボランティア・市民活動団体などによる花の植替えや植樹、草刈・剪定などの緑に関する活動を支援します。	公園緑地課	○約 70 箇所の都市公園で、町内会等の市民団体による公園管理委託を発注し、管理支援を実施している。 ○町内会による花壇づくりを支援するため、有識者による花壇づくり講座を開催した。 ○公園等で緑化活動するボランティア団体に対し、花苗木等の配布を行った。

【計画書：100頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○具体施策を継続実施する。	継続	
○具体施策を継続実施する。 ○高齢化等により地元管理委託ができなくなっている状況がある。一宮エリアの公園の管理を順次地元管理に移管していく。	継続	

【計画書：100頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
○具体施策を継続実施する。	継続	

個別施策：市民参加の新たな仕組みづくり

現行計画の具体施策	事業実施課	施策の実施状況
○豊川市公共施設アダプトプログラム制度の周知・啓発を図り、登録団体数の増大を目指します。また、アダプトプログラム制度を活用した緑化活動への支援メニューの追加を検討します。	道路維持課	○アダプトプログラム制度の周知・啓発のため、ホームページや広報等により、登録団体数の増大に努めた。
○先進的で、優良な緑の活動を積極的に行う団体などの活動を支援するため、新たな補助制度の創設などを検討します。	公園緑地課	○公園等で緑化活動するボランティア団体に対し、花苗木等の配布を行った。 ○民有地での緑化工事する際の工事費補助を2件行った。
	農務課	—

【計画書：100頁】

中間評価	中間評価結果（後期施策）	
	見直し方針	見直し内容（事業実施課・具体施策）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体施策を継続実施する。</li> <li>○道路維持課としては、緑化活動に特化した支援メニューの追加はしないと結論付けたが、登録団体数の増大を目指す取り組みは道路維持課が継続する。</li> </ul>	<b>継続</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○既に「花・苗木の配布」を実施しているため、制度は創設されたとして、「団体を支援する」ことを主眼に置いた具体施策に見直す。</li> <li>○農務課では今後も事業展開の見込みがないとして、事業実施課から削除する。</li> </ul>	<b>施策の見直し</b>	○優良な緑の活動を積極的に行う団体などの活動を支援します。
	<b>事業実施課の削除</b>	○農務課を削除する。

### 3-4-3 「育てる緑」に関わる目標・指標

#### (1) ワークショップを行って整備する公園緑地の数

【計画書：101頁】

公園整備に先立ち、地元市民や町内会、ボランティア団体等とワークショップを実施し、市民の要望を反映しながら整備を進めています。また、地元市民との調整により、公園内に花壇を設置し、ボランティアや町内会が花植え・植樹活動を行うなど、市民が緑に係わることができるような公園づくりを進めています。

##### ◆目標・指標

指標名	現況 平成22年	中間年次 平成27年	目標年次 平成32年
ワークショップを行って整備する公園緑地の数	2箇所	6箇所	10箇所

##### ◆実施主体・実施スケジュール

実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期5年	後期5年
●	●	●	ワークショップの開催、公園緑地の整備	

#### (2) 市民と行政が協働で管理する公園などの割合

【計画書：102頁】

市内約70箇所の都市公園を対象として、地元町内会等の市民団体に対して公園管理を委託し、市民が主体となった管理を行っています。公園整備に係るワークショップの中で完成後の維持管理についても検討を行うなど、市民と行政が話し合いを行いながら協働で公園管理を推進しています。

##### ◆目標・指標

指標名	現況 平成22年	中間年次 平成27年	目標年次 平成32年
市民と行政が協働で管理する公園の割合	62.7%	65.7%	75.0%

##### ◆実施主体・実施スケジュール

実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期5年	後期5年
●	●	●	随時拡大、整備・管理の仕組みの構築	

**(3) アダプトプログラムの登録団体数**

【計画書：103頁】

ホームページや広報等により、アダプトプログラム制度の周知・啓発を行い、登録団体数の増大に努め、市民の緑化活動への積極的な参画を促進しています。

◆目標・指標			
指標名	現況 平成22年	中間年次 平成27年	目標年次 平成32年
アダプトプログラム 登録団体数	61 団体	122 団体	159 団体

◆実施主体・実施スケジュール				
実施主体			実施スケジュール	
市民	事業者	行政	前期5年	後期5年
●	●	●		

## 豊川市緑の基本計画 中間評価報告書

---

平成 28 年 3 月

豊川市 建設部 公園緑地課

〒442-8601 愛知県豊川市諏訪 1 丁目 1 番地

Tel : 0533-89-2111 (代表)

0533-89-2176 (直通)

Fax : 0533-89-2111

E-mail : [koen@city.toyokawa.lg.jp](mailto:koen@city.toyokawa.lg.jp)